

平成24年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年10月30日（火）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 東 令佐 | 2番 | 取本 一則 | 3番 | 清田 順次 | 4番 | 西川 英文 |
| 5番 | 井上 清晴 | 6番 | 鶴田 克士 | 7番 | 永田 知博 | 8番 | 永田 達三 |
| 10番 | 坂本 誠二 | 11番 | 竹下 宏介 | 12番 | 坂西 孝之 | 13番 | 本田多美子 |
| 14番 | 森川 正志 | 17番 | 鍬本 勝利 | 18番 | 荒木まつ子 | 19番 | 大野 金生 |
| 21番 | 田上 一 | 22番 | 原口 邦弘 | 23番 | 小路 修三 | 24番 | 徳井 勝美 |
| 25番 | 田上 均 | 26番 | 小島 昌文 | 27番 | 植田 勇一 | 28番 | 三川 了 |
| 29番 | 田上 輝行 | 30番 | 米野 旨雄 | 31番 | 松本 哲海 | 32番 | 生田三之利 |
| 33番 | 谷川 文武 | 34番 | 岩永 幹生 | 35番 | 池本 信秋 | 36番 | 小田 募 |

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

9番 荒木ひろ子 15番 丸山 近信 16番 田辺 信之 20番 福田 友明

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 58号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 59号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 60号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 61号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 62号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 63号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 28号 農地の形状変更届について
- 第 29号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので総会を開会します。

現在の出席委員は36名のうち、田辺委員、荒木ひろ子委員、福田委員、丸山委員、4名の方から欠席の届けが出ております。32名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまより、平成24年第11回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第58号より議第63号まで61件と報告25件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名人は、永田達三委員、坂本誠二委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 題

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第58号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第58号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。

平成24年10月30日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑265㎡を子へ贈与するものです。

2番、兵庫県姫路市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,233㎡を農業廃止と耕作便利による売買です。

3番、福岡市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田301㎡を叔父へ贈与するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田691㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

5番、安楽寺と中坂門田の申請人で、申請物件が下の田519㎡外2筆、計1,516㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

6番、天水町の申請人で、申請物件が三ツ川の樹園地114㎡外18筆、計2万2,364㎡を子へ一括贈与するものです。

7番、伊倉北方と安楽寺の申請人で、申請物件が安楽寺の畑268㎡外1筆、計567㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

8番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田1,183㎡外1筆、計2,782㎡を妻へ贈与するものです。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田700㎡を子へ贈与するものです。

10番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田818㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

11番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,832㎡外1筆、計5,461㎡を子へ一括贈与するものです。

12番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田843㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

13番、福岡県久留米市と中尾の申請人で、申請物件が中尾の畑116㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

以上13件、3万8,657㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○27番（植田勇一君） 子どもへの贈与であり、主に農業に従事しており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○28番（三川 了君） 申請地は、譲受人の農地の隣接地であり、譲渡人は農業廃止、譲受人は耕作便利で、譲受人は農業を頑張っておられます。また下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○28番（三川 了君） 譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人は米やトマトを栽培されています。また、下限面積も満たされており、叔父への贈与ということで、許可相当と判断します。

- 議長（東 令佐君） 4番。
- 31番（松本哲海君） 申請地は、譲受人の農地の隣接地であり、譲渡人は相手方の要望、また譲受人は耕作便利で、譲受人は農業、米やイチゴに頑張っておられます。また、下限面積も満たされており、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 5番。
- 13番（本田多美子君） 譲渡人は高齢で労力不足、譲受人は認定農家で規模拡大を図っておられます。許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 次、6番。
- 32番（生田三之利君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、一緒に米、トマト、みかんを栽培しておられます。また、下限面積も満たされており、一括贈与ということで許可相当と判断します。以上です。
- 議長（東 令佐君） 7番。
- 13番（本田多美子君） これも労力不足と規模拡大ということで、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 次、8番。
- 17番（鎌本勝利君） 譲渡人と譲受人はご夫婦で一緒に米や野菜を栽培されておられます。娘さんがおられますが、嫁ぎ先が農家ではない為、妻への贈与ということです。許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 9番。
- 28番（三川 了君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、一緒に農業をされております。また、下限面積も満たされており、子への贈与ということで許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 10番。
- 7番（永田知博君） 譲渡人は、従来より小作に出しておられます。譲受人のほうは規模拡大を図りまして、まだまだ農業をしたいということで意欲的などころがありましたから、この物件も譲受人引き継ぐということで、許可相当であると判断します。以上です。
- 議長（東 令佐君） 次、11番。
- 28番（三川 了君） 親子で農業をされております。また、下限面積も満たされており、子への一括贈与ということで、許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 12番。
- 23番（小路修三君） 譲渡人は労力不足と、譲受人は規模拡大ということで、76歳という年でございますが、まだじゃんじゃん頑張っております。許可相当と判断します。
- 議長（東 令佐君） 13番。

○4番（西川英文君） 譲受人は88歳の高齢でございますけれども、まだお元気で仕事をされておりますし、自分が所有する農地と接合をしております。また、娘さんが同居しております、加勢されつとということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第58号は許可することに決定いたしました。

議第59号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第59号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の畑115㎡外5筆、計1万5,580㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年11月1日から10年間契約をするものです。

2番、津留の申請人で、申請物件が津留の田558㎡外1筆、計1,736㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年12月27日から25年間契約をするものです。

以上2件、1万7,316㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。1番。

○7番（永田知博君） 農業者年金受給のための親子での経営移譲で、特に問題ございません。許可相当であると判断します。また、備考欄に書いてありますとおり、経営移譲のため議第63号7から17番及び報告第27号11から21番と関連がございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○2番（取本一則君） 貸人と借人は親子関係でございまして、農業者年金受給のための申請でございます。再設定ということございまして、何ら問題ないと判断し、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○19番（大野金生君） 契約期間というのは最低が何年で、最長が何年ですか。

○事務局長（永井正治君） 契約期間は1年から最長50年です。

○議長（東 令佐君） ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それではないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条、議第59号、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第59号は許可相当とすることに決定しました。

議第60号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第60号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が山田の畑762㎡で、当初計画者は退職後の生活を静かな場所で暮らすことを希望し、当該地を昭和55年4月に個人住宅として転用許可を受けておられます。その後、玉名バイパスの沿道となることが判明したため、現住所の場所に個人住宅を建設されております。また、承継者は申請地の隣接地に居住しているが、自宅を介護施設として改装して利用するため、その施設の職員の駐車場として今回変更されるものでございます。

以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

続いて、担当委員の意見をお願いいたします。

○4番（西川英文君） 今、事務局のほうから説明されたとおりです。何ら問題ありません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） この件について、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第60号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第61号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第61号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中坂門田の畑31㎡で、転用目的が通路、農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑655㎡外1筆、計876㎡で、転用目的が共同住宅及び駐車場です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上2件、合計907㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。1番には始末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） 朗読します。始末書。私は、申請地を共同墓地用参道として昭和40年頃より共同使用のために寄与してまいりました。この土地は、別の土地の一部であったため、今般分筆して正式に農地法第4条の許可をいただいて転用いたしたく存じます。登記不案内なためとはいえ、正式に許可を得ず転用しておりますことは重々反省しております。今後、一通り前に相談し、法規を守ってまいりますので、何卒寛大なる措置をお願い申し上げ、本始末書とします。

以上です。

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○13番（本田多美子君） 今、事務局より説明がありましたように、昭和40年頃の話で、もう既に共同墓地の出入口にされておりました。非常に申し訳ないと本人も

申請しておりました。ただ共同墓地で隣接する土地には何も被害なく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番も始末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） 始末書。私は玉名バイパスの建設に伴う土地買収により、申請地に隣接して経営しているアパートの駐車場のスペースがなくなったため、申請地の一部を駐車場として使用しておりました。農地の転用手続きを失念し、本来転用手続きを行うべきところを移行しておらず、誠に申し訳ありません。今後はこのようなことがないように留意いたしますので、容認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○4番（西川英文君） 今、始末書が朗読されましたけれども、玉名バイパスで自分が所有している集合住宅の駐車場がバイパス敷地になったということで、緊急的に、自分の土地の隣接地の一部を駐車場にしたということで、今回、ここが転用になったためにわかったということです。悪意でやったわけじゃないというふうに解しております。

この転用される場所は、今、果樹園、ぶどう園でございましてけれども、それを1棟2階建て8戸分の集合住宅をつくるということだそうです。駐車場が、13台分ということで、全て敷地内は個人の土地で、隣接地の農地はありません。被害防除に対しては、ブロックを積んで土砂の流出を防ぐ、あるいは敷地内はアスファルト舗装をして、集合柵に水を導き浸透させるということ。その他諸々の周辺に対する被害防除対策を立てているということだそうです。この近くを公共下水道が通っておりますので、それに雑排水を放流ということで、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第61号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第62号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第62号、農地法第5条、農地の転用許可申請について。
農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、賃貸借での物件で、申請物件が月田の畑6,045㎡外1筆、計7,228㎡で、転用目的が山砂の採取です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が中坂門田の畑330㎡で、転用目的が公民館です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑202㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、この物件は、議第60号の1番との関連です。申請物件が山田の畑762㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は、住宅の連担する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が築地の畑523㎡で、転用目的は4棟の建売住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設された道路沿い、かつ小学校、内科医院より500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。なお、敷地の全体面積としましては、申請地に隣接する山林558㎡を含め1,111㎡となっております。

6番、祖父と孫間での使用貸借で、申請物件が石貫の田533㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が大浜町の田486㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請地に係る土地の周辺地域において居住するものの日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで例外的に許可可能であります。

8番、親子間での使用貸借で、申請物件が大倉の畑1,800㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑652㎡で、転用目的が4棟の貸住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。なお、申請地に隣接する譲渡人名

義の土地3筆773.74㎡があり、それを合わせると敷地全体が1,425.74㎡となります。

10番、申請物件が大浜町の畑375㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上10件、1万2,891㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○17番（鎌本勝利君） 賃借人は、工事で以前より山砂の採取を行っている業者でございます。申請地は、現在、採取している場所に隣接しており、事業を拡大していく上でも適しているとのことです。採取地の隣接周辺には、被害を及ぼさないよう最善の注意を図り、処理をしていくとのこと。また、第3種計画認可申請隣地開発許可申請についても準備中とのことであり、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 2番。

○13番（本田多美子君） この地区には公民館がなく、今回、介護予防拠点整備補償金や自治公民館施設整備補助金を玉名市より補助決定していただいて公民館を建設することになりました。給水計画は市水を利用し、排水計画は合併浄化槽を設置して、市道の側溝がありますので、そこに流出するということです。完成後の被害防除についても、問題なく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○21番（田上 一君） この物件は、区画整理の中の土地です。生活雑排については市の下水道が通っておりますので、そっちのほうに接続するとのことでした。工事関係は隣接に迷惑を掛けないようにということをお願いはしておりますので、何ら問題はないと判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○4番（西川英文君） これは、先の議第60号の1番と関連しております。譲渡人の土地と譲受人の住宅が付設しておりますし、その住宅を改造して介護施設をつくる。自治会が介護施設をつくっていらっしゃるけれども、それが手狭で、今回計画になったそうです。この土地は、先ほども申しましたように、全部駐車場にすると、職員の駐車場ですね。採石を敷いて、自然浸透にして。構築物は一切造らな

いということだそうですので、許可相当と判断します。

それから、5番、これは山林の中に囲まれた農地ですね。私は全部山林かと思っ
とったけど、実際、区分は農地だったということでびっくりしておりますけれども、
4戸建て売りを造るということだそうですので、2戸ずつ右左を市道のほうの上下
水道を利用するというので、地域の中で特別悪影響が出るような場所でもないし、
許可相当だと判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○2番（取本一則君） 使用貸人と使用借人は祖父とお孫さんの関係でございます。こ
の物件の場所につきましては、内側が県道立花線、南側が法定外の道路が通ってお
ります。変属的な三角形の土地でございますけど、北側につきましてはNTTの施
設がございます。本人さんは、現在、おばあさんと奥さん、子ども3人、5人で今、
借家住まいでございます。将来的には子供の生活に適した土地ということでここ
を選定されております。給水につきましては、井戸を掘って井戸水を使用するとい
うこと、雨水につきましては、敷地内に溜め枡を設置して1カ所にまとめて放流す
ると。生活雑排水につきましては、敷地内合併浄化槽を設置します。防除関係につ
きましては、コンクリートブロック等をして、周囲には土砂等の流出が出ないよ
うにするということでございます。以上許可基準に適合しておりますので、許可相当
と判断します。

○議長（東 令佐君） 7番。

○7番（永田知博君） 受人は、現在母親と同居しておりますが、なんとか実家の近く
に自分の家を持ちたいということで土地を探しておりましたところ、自宅の隣接地、
に渡人の土地がございまして、それを相談してくれということで話がまとまりまし
た。第1種農地ではありますけれども、区域外で、ちょうど西側の北に大きな排水
路が通っておりまして、それから北側のほうは、もうほとんど全部農地ございま
して、まず許可が下りないようなところがございますけれども、たまたまその土地
だけは排水路で囲まれておりまして、住宅の真横ということで、非常に本人が気
に入りまして申請が出ております。土地の選定は以上でございますけれども、目的は
自己専用住宅を建てたいということでございます。敷地面積は486㎡の中に床面
積が109.31㎡、そして給水は市の上水道を利用する。また、雨水は合併浄化槽
を使用し、雨水槽により水路に流すということでございます。そのほかに、造成中
の周囲に対する被害防除などは、周囲に気を配りながら造成をし、1mほどの盛り
土をして家を建てるといようなことでございます。完成後の付近の農業への影響
はほとんど考えられませんので、先日26日に事務局ともども現地調査に行きまし
たけれども、許可相当であるということと判断します。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○14番（森川正志君） 貸人と借人は親子関係で、今回、太陽光発電の設置に実家の農地を利用し、売電して収入を得るということであります。申請地は、貸人の親父さんの所有する農地と、ほんと宅地の真横なんです。それで、親父さんが管理するのに一番都合がいいということでそこを選んだそうです。農地はですね、ほかに南側にみかん畑があって、西側はその宅地ですね。北側と東側に道路がありまして、雨水については自然浸透となっております。現地を調査しました結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○18番（荒木まつ子君） 譲渡人は、北九州市に住んでおり維持管理ができないとのことで、譲受人が申請地に隣接する譲渡人所有の宅地も同時に購入し、貸家を4棟建設するものです。申請地は、小学校に近く、宅地に囲まれた農地で、上下水道も通っており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 10番。

○8番（永田達三君） 譲渡人、譲受人はもともと30年以上前からのこの土地の貸人、借人の関係にありまして、このたび造園業を営まれています譲受人が資材置場として購入されるということでもあります。この資材置場に関しましては、造園関係の資材、それ以外は置かないということでもあります。ただ、今後も近所に迷惑になるようなものを置かないということでもありますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第62号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第63号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第63号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。14ページから17ページまでの33件の集積です。所有権移転が3件の6,360㎡、利用権設定が30件の14万286㎡で、合計33件の14万6,646㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えて、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第63号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 報告第27号より報告第29号まで、事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 18ページをお願いします。

報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、22件の解約の通知を受理しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

報告第28号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、2件の届けを受理しております。2件とも1m程度盛土して野菜畑として利用されるものでございます。

次に、報告第29号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事許可の後に許可書返納の届出があったので報告します。平成24年10月30日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の届けを受理しております。仕事の都合上、熊本市内に住宅を建築したため、今回返納するものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局よりご報告がありました。

この件について、質問などはございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、本日の予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他に何かございませんか。

○10番（坂本誠二君） 最近、ちょこちょこですね、太陽光発電の案件が増えているんですね。基本的には第2種農地ということなんですけれども、第1種、私が住んでいる大浜地区はですね、産廃を埋めたところに盛り土して、それでそこが使い道がないということだったんですが、例外的に第1種農地でも太陽光発電をしたいというような所有者があったら、それはほかの申請の許可の対象になり得るのでしょうかね。

○事務局長（永井正治君） 今委員がおっしゃられた、産廃を埋め立ててというのは、そこはもともと広か農地だったのでしょうか。

○10番（坂本誠二君） もともと沼地だったんですね。

○2番（取本一則君） 大浜の鯨油ですか。沼地を全部埋め立てて。しかし、地目は農地だったんですかね。

○事務局長（永井正治君） 太陽光の場合は特例になります。集落接続等がなければちょっと厳しいと思います。

○2番（取本一則君） あれも、今は上に土をかけてあるばってん、農地としてはもう。

○10番（坂本誠二君） 土地改良でもどうもできんもんだけん。荒れ地になって、結局周囲も困ってしまつて。そういう状態なもんだけんですね。ああいうところを外壁で囲んでですね、特例的に第1種農地であっても、そういうふうな場所にどうだろうかと考えるんですね。特例的にそういったところがあるならばですね、これをかけようかなと思っているんですけどね。

○事務局長（永井正治君） あくまでも太陽光発電は個人が屋根で設置する場合はいいんですけど、ああいう大規模というか、今のはあくまでも事業用ですよ。個人住宅とかにいる場合は日常必要な施設に該当しますので、集落接続については10haで1種農地でも許可が例外措置としてできるんですけども、恐らく太陽光発電の場合はここには該当しないかと思います。ちょっと一回、場所の確認だけさせて

もらっていいですか。

○2番（取本一則君）そこはやっぱり農産物は適さないか、現地を見てですね。

○議長（東 令佐君）ほかにございませんか。

○5番（井上清晴君）漁協の組合長さんからですね、第1種を駐車場にとってちょっと相談があつてゐるんですね。アサリ貝の5月の連休のときですね、大型バスが来るけんがどがんかならんのかとって話をもろうてですね。

○事務局（二階堂正一郎君）その件はですね、農林水産政策課のほうとも調整して、一応一時転用の形で3年間ということで、漁協に話しをしてあります。

○議長（東 令佐君）ほかにございませんか。

ないようでしたら、私のほうからちょっと。遊休地がどこもまだ残つ々と思うわけですたいね。刈払機ではちょっと無理じゃなかろうかというところがある場合はですね、田上委員さんが機械を購入されております。かなりの荒れ地の伐採が可能な機械でございますので、何か見てもらって、必要ならば利用してもらうならという話があつております。何か見てみたいという希望者がございましたら田上委員のほうにお願いいたします。

5. 閉 会

○議長（東 令佐君）それでは、本日は以上で終わりたいと思います。慎重なる審議、ありがとうございました。これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時03分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年10月30日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 永田 達三

農 業 委 員 坂本 誠二